## 農政部

## **目** 次

<農政部>	
食の安全推進局 食品政策課	
〇北海道環境保全型農業直接支援対策事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	72
〇食品ロス削減総合対策事業のうちフードバンク活動支援事業補助金・・・・・・・・・・	72
○消費・安全対策交付金事業(地域での食育の推進事業)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	73
〇消費・安全対策交付金事業(地域での食育の推進事業	
(令和4年度第2次補正予算事業分に限る)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	73
○国際水準GAP実践拡大推進事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	73
〇農山漁村振興交付金(農山漁村発イノベーション対策)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	74
〇GFPグローバル産地づくり推進事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	74
〇輸出対応施設等整備事業(食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備事業/	
食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備緊急対策事業)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	75
〇みどりの食料システム戦略推進総合対策事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	75
〇地域バイオマス利活用促進事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	76
生産振興局・農産振興課	, 0
〇産地生産基盤パワーアップ事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	77
○経営所得安定対策等推進事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	77
○強い農業づくり総合支援交付金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	77
○強い農業づくり事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	78
	78
〇持続的畑作生産体系確立緊急支援事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	79
〇麦・大豆生産技術向上事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	19
生産振興局 畜産振興課	70
〇畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	79
〇地域衛生管理体制整備事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	80
生産振興局、技術普及課	00
〇鳥獣被害防止総合対策事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	80
〇新規就農者育成総合対策(新規就農者サポート体制構築事業)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	81
○新規就農者育成総合対策(経営開始資金)/(経営発展支援事業)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	81
〇新規就農者育成総合対策(農業教育高度化事業)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	81
農業経営局・農業経営課	
〇農業経営基盤強化資金利子補給事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	82
〇天災による被害農林漁業者に対する資金の融通に伴う利子補給事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	82
〇畜産経営体質強化支援資金利子補給事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	82
〇畜産特別資金利子補給事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	82
	82
〇天災による被害農林漁業者に対する資金の融通に伴う損失補償事業・・・・・・・・・・	82
〇大家畜経営活性化資金利子補給事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	83
〇大家畜経営改善支援資金利子補給事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	83
〇大家畜特別支援資金利子補給事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	83
〇畜産経営維持緊急支援資金利子補給事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	83
〇畜産特別支援資金利子補給事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	83
〇地域計画策定推進緊急対策事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	83
〇アイヌ農林漁業対策事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	83
〇消費・安全対策交付金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	84
〇機構集積協力金交付事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	85
〇消費・安全対策交付金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	86
〇農業共同利用施設災害復旧事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	87
農業経営局 農地調整課	
〇農業委員会等活動促進事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	87

〇農山漁村振興交付金(最適土地利用総合対策)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	87
〇国土調査事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	88
農村振興局 農村設計課	
〇農山漁村振興交付金(農山漁村発イノベーション整備事業)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	88
〇農山漁村振興交付金(中山間地農業推進対策)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	89
〇多面的機能支払交付金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	90
〇中山間地域等直接支払交付金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	91
農村振興局事業調整課	01
○次世代農業促進生産基盤整備特別対策事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	92
農村振興局 農業施設管理課	02
○基幹水利施設管理事業(一般型)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	93
〇水利施設管理強化事業(一般型)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	94
〇農業水利施設省エネルギー化推進対策事業支援金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	94
〇水利施設等保全高度化事業	0.1
(水利施設整備事業)(基幹水利施設保全型)(簡易整備型)(実施計画策定事業)・・・	94
〇農業水路等長寿命化・防災減災交付金:農業水路等長寿命化・防災減災事業・・・・・・	95
〇土地改良施設突発事故復旧事業(補助)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	96
〇土地改良施設PCB廃棄物処理促進対策事業(補助)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	96
○経営体育成促進換地等調整事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	97
農村振興局 農村計画課	•
〇農村環境計画策定事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	97
農村振興局 農地整備課	
〇農地整備事業経営体育成型(農業経営高度化支援事業)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	98
〇農地整備事業中山間地域型(農業経営高度化支援事業)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	99
〇農地整備事業国営事業促進型(農業経営高度化支援事業)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	100
〇農地整備事業国営流域治水対策型(農業経営高度化支援事業)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	100
〇水利施設等保全高度化事業 畑地帯総合整備型・畑地帯総合整備中山間地域型	
(農業経営高度化支援事業)/水利施設等整備事業(農業経営高度化支援事業)・・・・・	100
〇水利施設等保全高度化事業(農地集積促進型)(農業経営高度化支援事業)・・・・・・	101
〇農業基盤整備促進事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	101
〇農業基盤整備促進事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	102
〇畑作等促進整備事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	106
農村振興局 農村整備課	
〇農業集落排水事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	108
〇農業集落排水施設整備事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	109
〇計画策定等事業(農業集落排水施設整備事業)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	110
〇計画策定等事業(農業集落排水施設整備事業)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	110
〇中山間地域所得確保推進事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	112
○北海道農山漁村振興交付金(情報通信環境整備対策)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	112

所管部課名 農政部 食の安全推進局 食品政策課

所管部部	名 農政部 食の安全推	進同 艮帕以宋际								
	****	ATT Also SAL A Arts		裤	助 (交	付 ) 率 等	Ť			, m
事業	名 事業主体 	根拠法令等	補助(貸付・交付)基準等	国	道	市町村	その他	地方債(参考)	リンクページ	備 考
北海道環境保 型農業直接支 対策事業		る法律	1 環境保全型農業直接支払交付金 〇農業者の組織する団体等が実施する化学肥料・化学 合成農薬を原則5割以上低減する取組と合わせて行う 地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い農業 生産活動等に取り組む場合に支援を実施。	1/2	1/4	1/4			https://www.maf f.go.jp/j/seisa n/kankyo/kakyou _chokubarai/mai np.html	
		環境保全型農業直接支 払交付金実施要領(国) 日本型直接支払推進交	2 環境保全型農業直接支払推進交付金	定額						
		付金交付等要綱(国) 日本型直接支払推進交 付金実施要領(国)	環境保全型農業直接支払交付金に係る推進事業を実施するために必要な経費を支援する。							
合対策事業の ちフードバン	う スは当該団体が構成員 ク は 当該団体が構成員活 となるフードバンク活 動議会。また、ではドバンク活あって次に掲げ ではなり。	事業のうちフードがン ク活動支援事経由 (付等要網(国) 食品のうちというでは、 食品のうちでは、 を ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	品の取扱量を拡大しようとするフードバンク活動団体への支援 (1)検討会の開催等ア検討会の開催 イ研修会の開催 ウ普及啓発の実施エ人材育成の実施	定額					https://www.maf f.go.jp/j/shoku san/recycle/syo ku_loss/foodban k.html	
	フードバンク活動団体 又は当該団体が構成員 となるフードバンク活 動の推進を目的とした 協議会		(2) 食品受入能力の向上	1 / 2 以内						
	フスと動協力と呼びなり、 一はなる推会。動協力に体で取出を対しているが表示がある。 という はない でくり はない でくり はない でいる でいる といる といる といる といる といる といる といる といる といる と		2 先進的取組支援事業 食品の取扱量の拡大等の課題に対応する先進的な 活動を行うフードバンク活動団体を拡大させるため の支援 ア 広域的な連携 イ プラットフォームの構築 ウ マッチングに特化した活動 エ 行政とのコーディネート オ 企業とのコーディネート カ 農業者との連携 キ 食品関連事業者と連携したフードバンク活動	1/2 以内						

消費・安全対策 交付金事業(地 域での食育の推 進事業)	市町村、民間団体等		市町村、農林漁業者の組織する団体等が地域での食育の推進事業を行う場合における経費のうち、次に掲げる取組に要する経費を支援する。 (1)食育推進検討会の開催 (2)課題解決に向けたシンポジウム等の開催 (3)食育推進リーダーの育成及び活動の促進 (4)食文化の保護・継承のための取組支援 (5)農林漁業体験の機会の提供 (6)和食給食の普及 (7)学校給食における地場産物活用の促進 (8)共食の場における食育活動 (9)環境に配慮した農林水産物・食品への理解向上の取組 (10)食品ロスの削減に向けた取組	1 以内			https://www.maf f.go.jp/j/syoku iku/torikumi.ht ml	予算補助
消費・安全対策 交付金事業育の推 域で事業育の 進事度等2次 に限 る)	市町村、民間団体等	消費・安全対策交付金 交付等要綱(国) 消費・安全対策事業補 助金交付事務取扱要領 (道)	育の推進事業を行う場合における経費のうち、次に掲げる取組に要する経費を支援する。 (1) 地域での食育の取組	定額			https://www.maf f.go.jp/j/syoku iku/torikumi.ht ml	予算補助
国際水準GAP実践拡大推進事業	農業協同組合連合会会を農地協者式あ業のとめる者を農地協者式あ業の当人の農業業ががががいた。 (1) 農業育組紀以入、他会会との可分主の国分主もの当とを関連法格、する対主をでする、対とのは大ののは対するとの当とががががががががががががががががががががががががいる。		1 GAP指導活動支援事業 国際水準GAPの推進のための取組に要する経費 (1) GAP指導活動の推進に係る取組 2 GAP認証取得拡大支援事業 教育機関等のGAP認証審査に要する経費 (1) 人材育成のための農業教育機関における認証取得 等に係る取組 (2) 環境負荷低減に取り組む団体における認証取得等 に係る取組	定定額				予算補助
	畜産大人農業社会社会社会社会社会社会社会、 農業者式会会との有知会社では、 農業者式会会との情報である。 、企業者式会会との情報である。 、企業者式会会との情報である。 、では、 、では、 、では、 、では、 、では、 、では、 、では、 、では		3 畜産GAP指導活動支援事業 畜産GAPの推進のための取組に要する経費 (1) 畜産GAPの認証取得の推進に係る取組	定額				

	ある		4 畜産GAP認証取得拡大支援事業 畜産GAPの認証取得のために必要な経費 (1) 畜産GAP等の認証取得に係る取組	定額				
付金(農山漁村	者の組織する団体、民法制制等者、公益人、四部業者、公益人、一般対理法人、団法人、団法人、団法人、全業組一人、企業組一人、企業組一人、企業組一人、企業組一人、企等、市町認団体等	実施要綱(国) 農山漁村振興交付金 (農山漁村発イノベー	(5) 多様な地域資源を活用した研究開発・成果利用の 促進	1 以上5005003 /101 人内限1 という2 内限以 市等で取合以 れ1内 町に行組は内 原億			https://www.pre f.hokkaido.lg.j p/ns/shs/agri- b/6_jikaR.html	
	する者を新たに3名以 上雇用する計画を有す る農林漁業者	促進対策事業補助金交付要綱(国) 農林水産物・食品輸製 (国) GFPグローバル産施 づくり其 (国) GFPが世事業実施 領(国) GFPが世事業域 (国) GFPが世事業が が、 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。	(1) 計画策定支援 GFPグローバル産地計画に必要な調査を実施 し、計画を策定する取組等 (2) 生産・加工等の体制構築支援 グローバル産地形成の実現に必要な①人材の育 成、②農薬規制、動植物検疫、GAPの取組、HA CCP等の導入、FSMA(米国における食品安全 強化法)への対応のための調査、③ぼ場の改良や生 産・加工現場の規制に対する調査等を行う取組等 (3) 輸出事業計画の実効性を高めるため海外バイヤ 一等の招へいによるほ場や生産・加工現場の確認、	定額				予算補助

	村、独立行政法人日本 貿易振興機構 その他任意団体(協議 会等)		(5) 事業推進費					
整備事業(食品 産業の輸出応施 設整備事業/食 品産業の輸出向 け HACCP 等対応	事業者、中間加工事業者、中間加工事業者、中間加工事業者、中間加工事業者であります。 人格を有する最大を有するの組織する可は体がの事ではながの事でもきむ。 (1) 法人 (2) 地方公共団体	向け HACCP 等対応施設整備事業)】 農林水産物・食品輸出 促進対策事業のうら 品産業の輸出負 HACCP 等対応施綱 事業交付等要綱(国) 輸出対応施設等整備 業補助金交付事務取扱 要領(道)	事業者等が、輸出先国の規制(輸出先国の政府機関が当該輸出先国に輸入される農林水産物又は食品のの検視で定める自衛生、添加物、事条件、農進法)第1行で定める會項に関する法律(輸出保護・保護・保護・保護・保護・保護・保護・保護・保護・保護・保護・保護・保護・保	1/2以内				予 【等品けた数字
みどりの食料システム戦略推進 総合対策事業		要綱 (国)  みどりの食料システム 戦略緊急対策交付金交 付等要綱 (国)  みどりの食料システム 戦略推進総合対策事業	工、流通、消費に至るまでの環境負荷軽減と持続的発展 に向けた地域ぐるみのモデル的先進地区を創出する取 組を支援する。	定額 1/2 以内 2 万円/10a 以内			https://www.maf f.go.jp/j/kanbo /kankyo/seisaku /midori/	

地域バイオマス利活用促進事業	みどりの食料システム 戦略推進交付金交付等 要綱(国) みどりの食料システム 戦略緊急対策交付金交 付等要綱(国) 地域バイオマス利活用 促進事業 要領(道)	木質バイオマス施設等における未利用資源の投入 ・混合利用の促進に向け、実現可能性調査、実証調 査及び報告書作成の取組を支援。  2 バイオマス地産地消の推進事業 (1) 事業化の推進 ア 調査 バイオマス利活用施設の導入促進のため、バ	1 / 2 以内			https://www.maf f.go.jp/j/kanbo /kankyo/seisaku /midori/	予算補助
		なる基本的な設計 ウ 実施設計 バイオマス利活用施設の整備に当たり必要となる実施設計 エ 協議・手続 パイオマス利活用施設の導入に当たり必要となる関係者との協議や各種手続 (2) 効果促進対策 バイオマス利活用施設の効果を最大限発揮するため、施設整備済み(施設が完成見込みである電供給による農業ハウス等への熱供給、災害時のレジエネルギー利用効率改善及び原料調達の多様化、副産物の有効利用等、全国的な課題について改善案を検討・検証し、課題解決を図る取組					
		3 バイオマス地産地消施設整備事業 (1) パイオマスを活用した農業生産基盤強化対策 (生産基盤強化モデル) 農業生産活動から発生するバイオマスを活用してエネルギーと肥料等の複合利用を実現するため に必要な施設の整備 (2) 地域資源循環の高度化(地域一体モデル) バイオマスを軸とした、環境にやさしく災害に強いまちづくり・むらづくりに向けて、地域における複数のバイオマスの組み合わせや、他の再エネ電源も活用しつつ、地域のエネルギー自給を目指すために必要な施設の整備 (3) バイオマス新技術活用モデルの構築(スマート技術モデル) これまで利用が進んでいない地域資源や新技術の活用により、農林漁業者や農山漁村に新たな所得や付加価値を生み出す取組に必要な施設の整備	1 / 2 以内				

川 官 部 誄 名	長以部 生産振興局	辰性恢興話								
				補	助 (交	付 ) 率 等	F			
事業名	事業主体	根拠法令等	補助(貸付・交付)基準等	国	道	市町村	その他	地方債(参考)	リンクページ	備考
産地生産基盤パワーアップ事業		産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱(国)産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付事務取扱要領(道)	市町村、地域協議会(効果増進事業を行う場合に限る)が産地生産基盤パワーアップ事業を行う場合又は市町村が産地生産基盤パワーアップ事業を行う農業者等に対し当該事業を補助の対象となる経費する経費又は当該補助の対象となる経費(整備事業(収益性向上対策、国産シェア拡大対策))育苗施設、乾燥調製施設、穀類乾燥調製貯蔵施設、農産物処理加工施設、集出奇貯蔵施設、産準廃棄物処理施設、無生産技船施設、農作物被害防止施設、農業機械等の導入を(生産基盤ウスの再整備・改修2、生産基盤・公の再整備・改修3農業機械の再整備・改修3農業機械の再整備・改修3農業機械の再整備・改修3農業機械の再整備・改修3農業機械の再整備・改修3農業機械の再整備・改修3農業機械の再整備・改修3農業機械の再整備・改修3農業機械の再整備・改修	1/2 4/10 1/3 以内					https∷//www.ma ff.go.jp/j/seis an/suisin/tuyoi _nougyou/sanchi pu.html	予算補助
経営所得安定対 策等推進事業	市町村	経営所得安定対策等推 進事業実施要綱(国) 経営所得安定対策等推 進事業補助金交付事務 取扱要領(道)	市町村が経営所得安定対策等推進事業を行う場合又は市町村がその区域に設置されている地域再生協議会に対し当該事業費を補助する場合における当該事業に要する経費又は当該補助の対象となる経費	定額						予算補助
強い農業づくり総合支援交付金	市町村土地改良区公社その他農業者の組織する団体等	強い農業づくり交付金 交付等要綱(国) 強い農業づくり事業補 助金交付事務取扱要領 (道)	産地競争力の強化 1 産地収益力の強化に向けた総合的推進	1 / 2 4 / 10 1 / 3 3 / 10 以内					https://www.maf f.go.jp/j/seisa n/suisin/tuyoi_ nougyou/t_tuti/ R5/tuyonou_tuti .htmlpref.hokka ido.lg.jp/ns/ns k/75495.html	予算補助

			設等再編利用、農産物処理加工施設等再編利用、食 肉等流通体制再編整備、国内産糖・国内産いもでん 粉工場再編合理化、乳業再編等整備 3 みどりの食料システム戦略の推進、スマート農業 の推進、産地における戦略的な人材育成の推進 耕種作物小規模土地基盤整備、飼料作物及び家畜 放牧等条件整備、耕種作物産地基幹施設整備、畜産 物産地基幹施設整備、農業廃棄物処理施設整備					
強い農業づくり事業	市町村同組合合連合会主地では、一個のでは、一個では、一個のでは、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個	強い農業づくり事業補助金交付事務取扱要領(道)			1/2以内額			予算補助
持続的畑作生産体系確立緊急支援事業	農業協同組合 農業者 農業者の組織する団体 地域農業再生協議会	領(国)	市町村等が持続的畑作生産体系確立緊急支援事業を行う場合又は市町村が持続的畑作生産体系確立緊急支援事業を行う場合又は市町村が持続的畑作生産体系では緊急業費を補助する場合における当該事業に要する経費となる経費となるを表しまる。 1 国産需要の高い作物の産地拡大等支援事業(1)種ばれいしょの新産地形成支援事業(2)種ばれいしょの新産地形成支援事業(3)種ばれいしょの病害虫抵抗性品種普及拡大事業(3)ばれいしょの病害虫抵抗性品種普及拡大事業(5)ばれいしょ産性管施設等整備等(7)豆類等の安定生産対策系で(5)ばれいしま産性管施設等整備(7)豆類等の安定生産対策系で(9)労働負担軽減対策事業(8)持続的な生産・流通体系での転換支援事業(9)労働負担軽減対策事業(10)てん菜が高いた生産体系確立支援事業(11)環境に配慮した地域生産モデル確立事業	1/2 以克額			https://www.maf f.go.jp/j/seisa n/tokusan/r4hos ei_jizokuteki_h atasaku.html	予算補助

麦・大豆生産技 術向上事業 者の組織する団体、地 域農業再生協議会等 (国) 麦・大豆生産技術 事業実施要領(国) 麦・大豆生産技術 事業実施要領(国) 麦・大豆生産技術 事業実施要領(国)	編編 を行う場合又は、市町村が事業を行う農業者等に対し 当該事業費を補助する場合における当該事業に要する 経費又は当該補助の対象となる経費。 1 1 生産性向上の推進支援 2 新たな営農技術等の導入支援 3 生産拡大に向けた機械・施設の導入等の支援 4 都道府県及び市町村による生産性向上の取組支援	以内					https://www.maf f.go.jp/jysyoua n/keikaku/souka tu/mugimame_kok usanka.html	
---	---	----	--	--	--	--	---	--

## 所管部課名 農政部 生産振興局 畜産振興課

						<b>*</b>	甫 助 ( 交	付 ) 率 等		- 地大庫(全本) ロンカペーご		
事	業	名	事業主体	根拠法令等	補 助 ( 貸 付 ・ 交 付 ) 基 準 等	国	道	市町村	その他	地方債(参考)	リンクページ	備考
力強		带等特	し、地域一体となって 畜産の収益性の向上を 図るため、畜産を営む 者、地方公共団体、農業	総合対策基金等事業補助金交付等要綱(国) 畜産・酪農収益力強化 整備等特別対策事業扱要 領(道)	業を行う畜産クラスター協議会等に補助する場合に おける当該事業に要する経費又は当該補助の対象と なる経費のうち次に掲げるもの 1 畜産・酪農収益力強化に資する施設等の整備に要	1/2 以内					https://www.pre f.hokkaido.lg.j p/ns/tss/95659. html	予算補助

地域衛生管理体制整備事業	農業協同組合中央会 農業協同組合連合会 農業協同組合 自衛防疫の推進等家畜 衛生の向上を目的とす る団体	交付要綱(国) 消費・安全対策交付金 実施要領(国)	を講じる必要がある疾病(以下、「特殊疾病」)について、事業実施主体が地域検討委員会を開催し、特殊疾病対策等マニュアルを作成、当該マニュアルに基づき、講習会の開催、清浄性維持のための検査等を実施するなど、地域自衛防疫の体制の整備やと畜場の消毒施設の整備等に対し補助金を交付。	1 / 2 以内					https://www.maf f.go.jp/j/syoua n/yosan/yosan/a ttach/pdf/r4_sy ouan_yosan_kett ei-58.pdf https://www.maf f.go.jp/j/syoua n/yosan/yosan/a ttach/pdf/r4_sy ouan_yosan_kett ei-23.pdf	予算補助
所管部課名	農政部 生産振興局	技術普及課						1	•	
				神	輔助 (交	付 ) 率 🕯	等			
事業名	事業主体	根拠法令等	補 助 (貸 付 ・ 交 付 ) 基 準 等	国	道	市町村	その他	地方債(参考)	リンクページ	備考
鳥獣被害防止総 合対策事業	1、3及び4の取組に あっては、①協議会又 は②その構成員(試験	交付金実施要綱 (国)	(整備事業) 事業主体が行う鳥獣被害を軽減する被害防止施設等 に要する経費	1 / 2 55/100 以内					https://www.maf f.go.jp/j/seisa n/tyozyu/higai/	予算補助

研究機関を除く)であ

いうる体制を有してい

2の取組にあっては、 ①協議会、②協議会構 成員又は③狩猟者団 体、処理加工施設の運 営者、地方公共団体及 び民間事業者(食品関 連事業者、流通販売事 業者) 等から構成され る組織若しくは団体で あって、代表者の定め があり、かつ、事業実施 及び会計手続を適正に 行いうる体制を有し、 組織及び運営について の規約の定めがあるコ ンソーシアム

るもの

び会計手続を適正に行扱要領(道)

って、かつ、代表者の定 鳥獣被害防止総合対策 2 処理加工施設 めがあり、事業実施及 事業補助金交付事務取 3 捕獲技術高度化施設

1 鳥獸被害防止施設

4 地域提案による施設等

定額

yosan/yosan. htm

	地同協関機で団の業適有ているシン 協議会の構体経済等は者事ををっつあー (1) (2) (3) (4) (4) (5) (5) (6) (6) (6) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7		(推進事業) 事業主体が野生鳥獣による農作物被害防止活動を行う場合における当該事業に要する経費 1 被害防止活動推進 (1)推進体制の整備 (2) 有害防験 (4)生息環境管理 (5)サル複域人科活用 (7)ICT等新技術の活用 2 実施隊特定活動 (1)大規模緩衝隊整備 (2)誘導捕獲柵わな病害 (2)誘導捕獲柵わな病害 (2)誘導捕獲柵の活用 2 実施隊特定活動 (1)大規模緩衝隊を導高 (2)誘導指等の場所を登備 (2)誘導工等回体を引用拡大に向けた地域の取組 6 鳥獣被害対策実施隊体制強化 7 捕獲サポート体設の人材育成 9 ICTの活用による情報管理の効率化 (鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業) 事業主体が農林水産業等に被害を及ぼす野生鳥獣を緊急的に捕獲するための経費 1 推進事業 (1)有害捕獲	1/2線 大定額 内				
新規就農者育成総合対策(新規就農者サポート体制構築事業)	市町村、協議会等	新規就農者育成総合対 策事業実施要綱 (国)	①就農相談体制の整備 ・就農相談体制の整備 ・就農相談員の取組に必要な経費(賃金等) ②先輩農業者等による技術面等のサポート ・就農支援員による指導者金 ・新規就農者を対象とした研修会・講習会の開催 経費 ③研修農場の整備 ・農業用施設 ・農業用機械(アタッチメント含む)・設備 ④社会人向けの農業研修の実施	①② 1 / 2 以内 上限 100 万 ③ 1 / 2 以内 ④ 定額 上限 300 万			https://www.maf f.go.jp/j/new_f armer/	予算補助
新規就農者育成 総合対策 (経営開始資金) (経営発展支援 事業)	市町村	新規就農者育成総合対 策事業実施要綱(国)	①経営開始資金 ・市町村の人・農地プランに位置づけられている原則 50歳未満の独立・自営就農者に対し、年間最大 150 万円を最長3年間交付 ②経営発展支援事業 ・新規参入者、親元就農者に対し、就農後の経営発展 のための機械・施設等の導入を支援	上限 150 万	② 1/4以内		https://www.pre f.hokkaido.lg.j p/ns/gjf/seinen /syuunou/kyuhuk in.html	予算補助
新規就農者育成 総合対策 (農業教育高度 化事業)		新規就農者育成総合対 策事業実施要綱(国)	①農業教育機関における教育カリキュラムの強化 ②農業教育機関における研修用農業機械又は農業 設備の導入 ③農業教育機関における e ラーニングの導入 ④若者の就農意欲を喚起するための活動 ⑤農業教育機関における I C T 環境の整備のための 取組 ⑥国際的な農業人材育成のための取組	①345 定額 ② 1/2以内 ⑥ 1/2以内 上限60万				予算補助

所管部課名 農政部 農業経営局 農業経営課

	農政部 農業経営局	辰禾莊呂牀								
				ż	甫助 (交	付)率:	等			
事業名	事業主体	根拠法令等	補助(貸付・交付)基準等	围	道	市町村	その他	地方債(参考)	リンクページ	備考
農業経営基盤強 化資金利子補給 事業 ※ 現在、新規 案件の承認は していません		北海道農業経営基盤強化資金実施要領(道)	農業経営基盤強化資金の借受農業者に対し、市町村が 行う利子助成に要する経費		概ね 1/2	概ね 1 / 2				予算補助
天農すに事※ 大被しさ実災林る伴業 大被しさ実災株る伴業 大被しさ実に漁資う 災規害、れ施さまを発発合まれたさい。 大き		天災による被害農林漁 業者等に対する資金の 融通に関する暫定措置 法(国)	市町村が行う利子補給に要する経費	50/100 50/100 65/100	25/100 25/100 17. 5/100	25/100 25/100 17. 5/100				法律補助
畜産経営体質強 化支援資金利子 補給事業		畜産・酪農収益力強化 総合対策基金等事業実 施要綱(国)	畜産経営体質強化支援資金の借受農業者に対し、市町 村が行う利子助成に要する経費		2/3	1/3				予算補助
畜産特別資金利 子補給事業	市町村	畜産特別支援資金融通 事業実施要綱(国)	畜産特別資金融通事業 (大家畜特別支援資金) の借受 農業者に対し、市町村が行う利子助成に要する経費		2/3	1/3				予算補助
農業補 大機 大機 大機 大機 大機 大機 が 規 害 、 これ を が り し か と まま 生 発 合 ま い た れ た さ 実 に まま 生 発 合 ま で ま た か に す に す		北海道農業災害融資促進規則(道)	天災による被害農業者に対する資金の融通に伴い市町 村が行う利子補給に要する経費 ・年 6.5%以内資金 ・年 5.5%以内資金 ・年 3.0%以内資金		6/10	4 /10				予算補助
天農すに事※ だ機力の機力を表示して、 大業金損・害模がが場って、 大業金損・害模がが場って、 大きでである。 大神の神・大神の神・大神の神・大神の神・大神の神・大神の神・大神の神・大神の神		天災による被害農林漁 業者等に対する資金の 融通に関する暫定措置 法(国)	天災による被害農林漁業者に対する資金の融通に伴う 契約に基づいて市町村が行う損失補償に要する経費	5/10	3 / 10	2 /10				法律補助

大家畜経営活性 化資金利子補給 事業 ※ 現在、新規 案件の承認は していません	市町村	大家畜経営活性化資金 特別融通補助事業実施 要綱(国)	大家畜経営活性化資金の借受農業者に対し、市町村が行う利子助成に要する経費		概ね 2/3	概ね 1/3			予算補助
大家畜経営改善 支援資金利子補 給事業 ※ 現在、新規 案件の承認は していません	市町村	大家畜経営改善支援資金特別融通補助事業実施要網(国)	大家畜経営改善支援資金の借受農業者に対し、市町村 が行う利子助成に要する経費		2/3	1/3			予算補助
大家畜特別支援 資金利子補給事 業 ※ 現在、新規 案件の承認は していません	市町村	大家畜特別支援資金融 通事業実施要綱(国)	大家畜特別支援資金の借受農業者に対し、市町村が行う利子助成に要する経費		2/3	1/3			予算補助
畜産経営維持緊 急支援資金利子 補給事業 ※ 現在、新規 を中の承認は していません	市町村	畜産経営維持緊急支援 資金融通事業実施要綱 (国)	畜産経営維持緊急支援資金の借受農業者に対し、市町 村が行う利子助成に要する経費		2/3	1/3			予算補助
畜産特別支援資 金利子補給事業 ※ 現在、新規 案件の承認は していません	市町村	畜産特別支援資金融通 事業実施要綱(国)	畜産特別支援資金融通事業(大家畜特別支援資金及び 畜産経営改善緊急支援資金)の借受農業者に対し、市町 村が行う利子助成に要する経費		2/3	1/3			予算補助
地域計画策定推進緊急対策事業		地域計画策定推進緊急 対策事業実施要綱 (国)	市町村及び農業委員会による地域計画の策定に必要な以下の取組にかかる経費  1 市町村推進事業 ① 協議の場の設置に係る調整 ② 協議の実施・取りまとめ ③ 地域計画案の取りまとめ ④ 地域計画の告知・周知  2 農業委員会推進事業 目標地図の素案作成の取組	定額					予算補助
アイヌ農林漁業対策事業	市町村 農業協同組合 漁業協同組合 森林組合 土地改良区 農林漁業者等の組織す		る次に掲げる経費	2/3 以内	事業主体の場 計が事業主体(			https://www. pref.hokkaido. Ig.jp/ns/kei/ sen/sien/ sub8.html	予算補助

	る団体 第3セクター			2/3 以内	1 /20 以内			
消費・安全対策	市町村農業協同組合営農集団知らは、大田の田の田の田の田の田の田の田の田の田の田の田の田の田の田の田の田の田の田の	消費・要綱(国) 消費・要綱(国) 消費・要の 会対策事業 できる できまる できまる できまる できま できまる できま	○食料安全保障では、	1/2以内			https://www. pref.hokkaido. lg.jp/ns/kei/ sen/sien/ shouhi.html	予算補助

機構集積協力金	市町村	農地集積・集約化対策	[事業の内容] 定額	予算補
交付事業		事業実施要綱(国)	市町村が農地中間管理機構にまとまった農地を貸付けた地域や、農業者に次に掲げる協力金を交付する場合における当該事業に要する経費	7 7, 110
			1 地域集積協力金 (1) 交付対象者 市町村内の「地域」であり、全域が同一の地域計画	
			の区域に含まれていること。 (2) 交付要件	
			「地域」内の農地の一定割合以上が機構に貸付けられていること 等 (3) 交付単価	
			機構の活用率に応じ国が定める以下の単価	
			区分 1 20%超 4%超 1.0 15%以下 15%以下 1.0	
			区分 2 40%超 15%超 1.6 70%以下 30%以下 1.6 70%超 30%超 2.0	
			区分3 80%以下 50%以下 2.2 区公4 8006#2 50%超 2.9	
			区分5 — 80%超 3.4	
			(4) 交付額 交付単価×交付対象面積	
			2 集約化奨励金 (1) 交付対象者 市町村内の「地域」であり、全域が同一の地域計画 の区域に含まれていること。	
			(2) 交付要件 機構からの転貸又は機構を通じた農作業受託により、農地の集約化に取り組む「地域」 等 (3) 交付単価 悪性にない 日が完める (3) 大の単係	
			要件に応じ国が定める以下の単価 要件 交付単価 (万円/10a)	
			1 ha 以上の団地面積 1.0 区分 1 の割合 10 ポイント以 上増加	
			1 ha 以上の団地面積 3.0 区分2 の割合 0 ポイント以 上増加、又は 1 ha 以 上の団地面積の割合 30%以上の地域で 1	
			<ul><li>筆の平均面積が 1.5</li><li>倍以上</li><li>区分 農作業受託の農地面 区分 1、2</li><li>1、2 積 の交付を乗</li></ul>	
			共通 に 0.5 を乗 じる	
			(4) 交付額 交付単価×交付対象面積	
		l	3 経営転換集積協力金	

		(1) 交付対象者 農地中間管理機構に全ての自作地を貸付けた以下の 農業者等 ・農業部門の減少により経営転換する農業者 ・リタイアする農業者 ・農地の相続人で農業経営を行わない者 (2) 交付要件 全ての自作地を10年以上機構に貸付け、かつ、当該 農地が機構から受け手に貸付けられること 等 (3) 交付単価 国が定める以下の単価 年度 交付単価 (万円/10a) 令和元~3年度 1.5 (上限:50万円/戸) 令和4~5年度 (上限:55万円/戸) (4) 交付額 毎年度12月末までに交付申請があった農地面積(畦 畔面積を含みます)×交付単価					
農地利用効率化 等支援事業	市町村	経営改善 将来の地域の農業を担う者として目標地図に位置付け られた者等に対し市町村が行う次に掲げる取組に必要な	3 /10 1 / 2 以内 定額			https:// www.maff.go.jp/ j/keiei/keikou/ kouzou_taisaku/ index.html	予算補助

農業共同利用施設災害復旧事業農業協同組合農業協同組合連合会	農林水産業施設災害復 旧事業費国庫補助の暫 定措置に関する法律 激基災害に対処する ための特別の財政援助 等に関する法律 農林水産業共同利用施設災害復旧事業事務取 扱要網(国) 農業共同利用施設災害復旧事業事務取 扱要網(国)	5経費 (激対のの対象では、 (激対のの対象では、 (激対のの対象では、 (激対のの対象をできません。 (激対のの対象をできません。 (激対のの対象では、 (記述のの対象には、 (記述のの対象をは、 (記述ののが、 (記述ののが、 (記述ののが、 (記述ののが、 (記述ののが、 (記述ののが、 (記述ののが、 (記述のののが、 (記述のののが、 (記述のののが、 (記述のののが、 (記述のののが、 (記述のののが、 (記述ののので、 (記述のので、 (記述ので、) (こを) (こを) (こを) (こを) (こを) (こを) (こを) (こを	https:// www.maff.go.jp/ j/saigai/ taisaku_gaiyou/ kyodo_hukkyu/ index.html
		部分につい ては 5/10)	

所管部課名	農政部	農業経営局	農地調整課

				補助(交付)率等			÷	地方債(参考) リンクページ		
事 業 名	事業主体	根拠法令等	補助(貸付・交付)基準等	围	道	市町村	その他	地方債(参考)	リンクページ	備考
農業委員会等活 動促進事業	農業委員会(市町村)	農業委員会等に関する 法律	農業委員会等に関する法律で規定された事務を円滑 に処理するための経費	定額						
(農業委員会交 付金)		農業委員会交付金等交 付要綱(国)								法律補助
(農地利用最適 化交付金)		農地利用最適化交付金 事業実施要綱(国)								予算補助
(機構集積支援 事業)		農地集積・集約化対策 事業実施要綱(国)	農業委員会等が行う農地法等に基づく農地の利用関 係の調整等に要する経費							予算補助
農山漁村振興交付金	市町村、地域協議会等	農山漁村振興交付金交 付等要綱(国)	市町村等が行う荒廃農地の再生利用活動や発生防止の 取組に要する経費	定額 (ソフト)						予算補助
(最適土地利用 総合対策)		農山漁村振興交付金 (最適土地利用総合対 策)実施要領(国)		5.5/10 以内 (ハード)						

<b>1土調査事業</b>	市町村	国土調査法	地籍の明確化を図るために市町村が行う地籍調査事業に要する経費	1/2	1/4	1/4			http://www.chis eki.go.jp/plan/ index.html	
所管部課名	農政部 農村振興局	農村設計課				•				
事業名	事業主体	根拠法令等	補助 (貸付・交付) 基準等	補助(交付)率等			地方債(参考)	リンクページ	備考	
<b>ず 木 1</b>	<b>事</b> 未工作	112 122 12 13 45	間切(其1) 人口/ 坐干寸	国	道	市町村	その他	地刀頂(多布)	9271	NH 75
出血漁 は は は は は は は は は は さ く く を 、 を 、 を 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	市町村 土地改良区 農業協同組合	交流の促進に関する法律 農山漁村振興交付金交付等要綱(国) 農山漁村振興交付金 (農山漁村発イノベー	促進に関する法律第5条第2項第1号の活性化計画の 区域における定住等の促進に資するため、基幹産業であ る農林漁業の振興を図ることが必要であり、かつその振 興に寄与すると認められること						https://www.maf f.go.jp/j/kasse ika/index.html	
			1 生産基盤及び施設の整備 (1) 基盤整備	1/2 5.5/10		1 × 4. 5 ×	/ 2 /10			基盤整備は他の事業メニューと
			(2) 生産機械施設	1/2 4/10 4.5/10 3/10 定額		6 × 5. 5 × 7 ×	/ 2 /10 /10 /10 /10 額			併せ行う場合に 実施可能
			(3) 処理加工・集出荷貯蔵施設	1/2 4/10 3/10 定額		6 / 7 /	/ 2 /10 /10 額			
			(4) 新規就業者等技術習得管理施設	1/2		1,	/2			
			2 生活環境施設の整備 (1) 簡易給排水施設等	1 / 2 5.5/10		1 <i>,</i> 4. 5 <i>,</i>	/ 2 /10			
			(2) 農山漁村定住促進施設	1/2		1,	/2			
			3 地域間交流拠点施設の整備 (1) 地域資源活用総合交流促進施設	1 / 2 5.5/10 3/10		4. 5/	∕ 2 ∕10 ∕10			

1	l			定額	定額		
		(2)	)農林漁業・農山漁村体験施設	1 / 2 5.5/10	1 / 2 4. 5/10		
		(3)	)自然環境等活用交流学習施設	1 / 2 5.5/10	1 / 2 4. 5/10		
			その他省令で定める事業 )地域資源活用起業支援施設	1/2	1/2		
		(2)	)地域資源循環活用施設	1 / 2 5.5/10	1 / 2 4. 5/10		
		(3)	) 地域住民活動支援促進施設	1/2	1/2		
		(4)	)農地等補完保全整備	1/2 5.5/10 定額	1/2 4.5/10 定額		
		(5)	)景観・生態系保全整備	1 / 2 5. 5/10	1 / 2 4. 5 / 10		小規模農林地等保全整備は他の
		(6)	)指定棚田地域保全整備	5.5/10	4.5/10		事業メニューと併せ行う場合に
		記 市とな ると (1)	1~4の事業と一体となって実施する事業事務 活性化計画の区域における定住等及び農山漁村と都 との地域間交流を促進するため、1~4の事業と一体 なって、その効果を増大させるため実施する必要があ と認められること ) 創意工夫発揮事業 ) 農山漁村活性化施設整備附帯事業	ー体となっ て実施する 事業の交付 率と同率 1 / 2	ー体となって実施する事 業の交付率を差し引いた 率 1/2		実施可能
付金(中山間地 会(構成 農業推進対策) 含み要領	成員に市町村を 付等要組 領に定める規約 農山漁 いて各構成員が (中山間	網(国) の抵 計 村 振 興 交 付 金 (1 間 地 農 業 推 進 対 を要領(国) -	域の特色を活かした多様な取組により中山間地域等振興を図る次に掲げる事業を重点的に支援する 1) 元気な地域創出モデル支援 ・農業生産活動を地域活性化につなげる優良事例をな取組等 ・地域別農業振興計画の実現に向け、次の正に事例の横展開を推進。 ア・収益力向上に関する取組野菜、果樹、花き等の高収益作物の導入、上産、販売力強化に関する取組高品質作物の導入、品質向上、加工、ブに化等により農産品の付加価値を高めて下化等により農産品の付加価値を高めて下化等により農産品の付加価値を高めて販売力を強化 ウ・農用地保全に関する取組網田地域を含む農用地保全・振興に関する取組棚田地域を含む農用地保全・振興に関する取組機で会合とででは、大工、大工、大工、大工、大工、大工、大工、大工、大工、大工、大工、大工、大工、	るた気出援の事体成年!ま該業じる地工支額は。だなモの上業当単度ので支年た。域ン援の、し地デ助限実た価当の)援数額 レスの上事、域ル成は施り(た万にのをと ジ強助上業元創支額、主助単り円当事乗す リ化成限実		https://www.maf f.go.jp/j/nousi n/tiiki/sesaku/ chusankan_suish in.html	予算補助

			※アのうち高収益作物の導入、生産、販売及びイの取組はマーケット調査と併せて実施しなければならない。ただし、既にマーケット調査を行っている場合はこの限りではない。 ※ 才は、農用地保全や地域資源活用と関連した取組であること。 (2)地域レジリエンス強化支援中山間地域等と都市的地域(農林統計上の農業地域類型区分)において自然災害等の不測の意態が生じた際の避難対策、平常時からの交流深化等の連携を強化した協定の締結 ※ 取り組む場合は、①地域産品の取組拡大、②災害時の連携体制整備及び③都市と農村の交流機会の確保を含む中山間地域等と都市的地域の連携協定を策定する。						
多面的金	市町村	能の発揮の促進に関する法律 多面的機能支払交付金 多面的機能支払交付金 多面的機能支払交付金 多面的機能国) 多面的機能国) 多面的機能国) 多面的機能更加交付金 実施要領(国)	(1) 対象農用地農振農用地区域内の農用地等 (2) 対象組織 ・農業者のみで構成される活動組織 ・農業者及びその他の者で構成される活動組織 (3) 対象活動 〇農地維持支払 ①地域資源の基礎的な保全活動 ②地域資源の通切な保全管理のための推進活動 〇資源向上支払(共同活動) ①施設の軽微な補修 ②農村環境保全活動 ③多面的機能の増進を図る活動 〇資源向上支払(施設の長新路、農道などの施設の長寿命化のための補修、更新等 (4) 交付単価 田、畑、草地の地目毎に設定された額  2 多面的機能支払推進交付金 多面的機能支払を付金に係る推進事業を実施するために必要な経費を支援する	1/2	1/4	1/4		https://www.maf f.go.jp/j/nousi n/kanri/tamen_s iharai.html	法律補助 算補助

		<del></del>							
中山間地域等直 接支払交付金	市町村	農業の有する多面的機 能の発揮の促進に関す る法律	1 中山間地域等直接支払交付金 中山間地域等において、農業生産条件の不利を補正す るため、耕作放棄地の発生防止や機械・農作業の共同化	1/2	1/4 (特認地域)	1/4		https://www.maf f.go.jp/j/nousi n/tyusan/ siharai_seido/	法律補助
		中山間地域等直接支払 交付金交付要綱(国) 中山間地域等直接支払 交付金実施要領(国) 日本型直接支払推進交 付金交付要綱(国)	[主な交付要件等] (1) 対象地域	1/3	1/3	1/3		3111a1 a1_301 do/	
		日本型直接支払推進交付金実施要綱(国) 日本型直接支払推進交付金実施要領(国)	協定に基づき、5年間以上継続して農業生産活動等を行う農業者等。 (3) 対象農用地 対象地域内に存する農振農用地区域内の農用地であって傾斜等一定の基準を満たすもの (4) 対象行為 〇最低限の活動						
			①集落マスタープランの作成 ②耕作放棄地の発生防止活動、水路・農道等の管理 活動 ③多面的機能増進活動(景観作物の作付等) 〇体制整備のための前向きな活動 ①集落戦略の作成 (5) 交付単価 田、畑、草地、採草放牧地の地目毎に傾斜区分等に応じて設定された額 ※(4)の取組内容のうち、最低限の活動のみを実施する場合は、8割相当額 ※中核的リーダーに指定されない所得超過者の対象農用地は交付対象面積から除く。また、所得超過者かつ中核的リーダーの人数は2名以下または協定参加者の13%の範囲内。 ※1農業者等当たりの受給上限額は500万円。						
			2 中山間地域等直接支払推進交付金 中山間地域等直接支払交付金に係る推進事業を実施するために必要な経費を支援する	定額					予算補助

所管部課名 農政部 農村振興局 事業調整課

所管部課	名 農政部 農村振興局 <sup>1</sup>	<b>,</b>		1.	*	<i>4</i> \ = **	<u> </u>			
事業	。 3 事業主体	根 拠 法 令 等	補 助 (貸 付 ・ 交 付 ) 基 準 等	ŤI	期 切 ( 父	付 ) 率 等	È	地方債 (参考)	リンクページ	備考
				围	道	市町村	その他			
次進備業	文	領(道)	道営農業農村整備事業のうち、北海道次世代農業 促進生産基盤整備計画が定める「本対策の基本方針」 に合致する「区分」及び「整備内容」欄の整備に係る 農家負担を市町村が一定書のを養っ (1) 先進モデル型、促進型、保全型、防災・減災型 (「防災 の基本方針】 (1) 先進重点ため地の整備」を除く)の整備を行う地区 受益農の経営耕地面積に占める担い手の経営耕地 面積の割上、電子でで設定する次の要備」にと の経営耕地面積に占める担い手でに表演で の経営耕地面積に占める担い手でに表演で の担い手集実に見いまれるにとっ。 (2) 防災・減災型(「防災重点ため池の整備」に限 る)の整備を行う地区 対象となるため池が、「防災重点ため池の再選定に ついて(平省防災であること。 (2) 防災・減災型(「防災重点ため池の再選定に 一ついて産動整理達り、 (2) 保進型 (3) 保近・減災型 【整備内の設等の一体的な整備 (3) 時災・減災型 【整備内の設等の一体的な整備 (3) 時災・減災型 【整備内容】 (4) 防災・減災型 【整備内容】 (5) 所の設等のの長寿命 (6) 防災重点ため池の整備、既設用水施設の耐震化、 排水施設の整備 (7) に進費型と併せ行う間集排水、土層改良(客土、除れき)を含む 定り、の整備 は1 区画整理と併せ行う間集構水、土層改良(客土、除れき)を含む 注2 畑地に直接散水可能となる整備を対象 注3 心土破砕は対象外 ※中心経営体農地、負担となる整備を対象 注3 心土破砕は対象外 ※中心経営体農地、負担とする。 ※活用する促進費の国費相当額を控除した額の2分の1とする。		10/10以内					予算補助

事業名     事業主体     根拠法令等     補助(貸付・交付)基準等       基幹水利施設管理事業(分設型)     土地改良法施行令 土地改良関係施設補助金 交付要綱(国)     市町村が土地改良区と連携を図りつつ、大規模で公共性の高い基幹水利施設と一元管理を行う幹線用排水路について、地域の農業情勢及び社会経済情勢の変化に対応した管理を行うことにより、その効用を適正に発揮させる「採択基準」基幹水利施設管理事業実施要綱(国)     3/10     4/10     4/10     https://www.pref.hokkaido.lg.jp/p/ns/ssk/01gaiy ou/data/html/H1のよる経済情勢の変化に対応した管理を行うことにより、その効用を適正に発揮させる「採択基準」基幹水利施設及び水路であって、(1)及び(2)     3/10     11/30     11/30     11/30	備考			r	/+ ) 夜 年	常 叶 / 六	+						1
管理事業(一般型)共性の高い基幹水利施設及び基幹水利施設と一元管理を行う幹線用排水路について、地域の農業情勢及び社会経済情勢の変化に対応した管理を行うことにより、その効用を適正に発揮させる [採択基準]3 / 104 / 10f. hokkaido. lg. j p/ns/ssk/01gaiy ou/data/html/H1基幹水利施設管理事業実 [採択基準]は採択基準]3 / 103 / 1011/3011/307-00-02moku ji . html		リンクページ	地方債(参考)					補助(貸付・交付)基準等	根 拠 法 令 等	事業主体	名	業名	事
<ul> <li>高枠 利用級管理事業</li> <li>(国) 事件に該場するには、たべき時間でする必要のある原施を含む。 を管理の対象とし、かつ意理地 常然おは10%によるものとする。 (1) 農林を産大阻により管理を表注されたものである。 (2) 農林を大阻により管理を表注されたものである。 (3) 不能ごとし受益を開け抜きたお10%の3 (他を受益地とするものである) のにあっては 500m3 (他を受益地とするものである) のにあっては 500m3 (地を受益地とするものであること (3) 不知に求める能助の模様等に係る要件に該当するものであること (ダム)</li> <li>(現在) を受力を行成しているのであること (3) 不知に求める能助の模様等に係る要件に該当するものであること (ダム)</li> <li>(現在) が、100m3 (以上、又は貯水 組) がよりですべてに、該当するものであること (ファートを 1件以上すること (ファートを 1件以上すること (ファートを 1件以上すること (日本大阪本保) がおおむね 10 m/s 以上であること (日本大阪本保) がおおむね (10 m/s 以上であること (日本大阪・保) を持ちむね (10 m/s 以上であること (日本大阪・保) 大阪・保) は (日本大阪・大阪・大阪・大阪・大阪・大阪・大阪・大阪・大阪・大阪・大阪・大阪・大阪・大</li></ul>	.j iy	https://www.pre f.hokkaido.lg.j p/ns/ssk/01gaiy ou/data/html/H1 7-00-		<b>~</b> 10	4 /	3 / 10	3/10 (治水協定 締結ダムの	市町村が土地改良区と連携を図りつつ、大規模で公管では、基幹水利施設を対象では、大規模で公管で社会経済情勢の変化に対応した管理を行う所と、大規を選別とした。 (1) 及び(2) の要の効用を適正に発揮させる [採択基準] 基幹水利施設を含む。) を管理の対象とし、かつの要件に該当さ合む。) を管理の対象とし、かつの要件に該当さ合む。) を管理の対象とし、かつの要件に該当さ合む。) を管理の対象とし、かっては、100ha (地合こあるをであるが、100ha (地合こかであるをであるが、100ha)(畑を受益さな) により管理を委託されたものであるにおいては、100ha)(畑を受益さな) により管理を委託されたものであるにといては、100ha)(畑を受益さな) により管理を委託されたものであることにより管理を委託されたものであることによりを対象にあっては、500ha)(畑を受益さな) にあっては、500ha)(畑を受益さな) にあっては、500ha)のにあっては、500ha)のにあっては、500ha)とであること(ダム)設計洪水量がおおむね 300 ㎡/s 以上、又は貯水量がおおおむね 2、500 千㎡以上であること(投土)次の要件のすべてに、該当するものであること(設計洪水量がおおむむ 2、500 千㎡以上であること(設計、水機場)最大取機場)最大取機場)最大取機場)最大取機場)においては、10 ㎡/s 以上であること(排水機内総に移りにあること(排水機内総)にあっては、流末の排水先への総分水がおおむね 15 ㎡/s 以上、であること(水路)がおおむむる 5 ㎡/s 以上、であること(水路)にあっては、流末の排水路にあっては、流末の排水路にあっては、流末の排水路にあっては、流末の排水路にあっては、流流を設当ないの総分水がおおむねよりにあっては、流域治水の取組が位置付けられている流域治水の取組が位置でけられている水系で実施するもの(流域治水の取組が位置でけられている水系で実施するもの(流域治水で定)に係にに、10 下記に定当ないの報話が完定と、流域治水で定に策定若しくは締結する防災に係る計画又は協定)	土地改良法施行令 土地改良関係施設補助金 交付要綱(国) 基幹水利施設管理事業実 施要綱(国) 基幹水利施設管理事業実		拖設 市町	幹水利施設 理事業(一	基幹

			業実施年度中に位置付けられる見込みのもの						
水利施設管理 強化事業 (一 般型)	市町村	土地改良事業関係補助金 交付要綱(国) 水利施設管理強化事業実 施要綱(国) 水利施設管理強化事業実 施要領(国)	多面的機能の適正な発揮を図る。 [対象土地改良区] 水利施設管理強化計画に基づき、国営造成施設及び これと一体不可分な国営附帯道営造成施設を管理す る土地改良区及び土地改良区連合	50/100	25/100	25/100		https://www.pre f.hokkaido.lg.j p/ns/ssk/01gaiy ou/data/html/H1 7-00- 02mokuji.html	予算補助
農業水利施設 省エネル対策 化推進金 業支援金		土地改良関係施設補助金交付要綱(国) 基幹水利施設管理事業実施要綱(国) 基幹水利施設管理事業実 基幹水利施設管理事業実 地改良事業関係補助金交付要綱(国) 水利施設管理強化事業実施要綱(国) 水利施設管理強化事業実施要領(国)	の省エネルギー化及びコスト削減の取り組みを実施する者に対して対象施設の電力料及び諸油脂費の高騰分を支援する。	定額				https://www.maf f.go.jp/j/nousi n/soumu/yosan/R 5_energy/R4_yob ihi.html	予算補助
水全(水業整 (型)		土地改良事業関係補 助金交付要綱(国)	[事業の内容]  1 基幹水利施設保全型 用排水施設整備事業を実施するものであって、国営造成施設及び都道府県営造成施設において機能保全計画等に基づく対策工事の実施  2 簡易整備型 給水栓、ゲート、分水工等の自動化等の管理省力化のための農業用用排水施設の整備等  [採択要件]  1 基幹水利施設保全型 ア 機能診断に基づく機能保全計画等が策定されていること。 イ 都道府県営事業として実施する場合に規模等は、「農林水産大臣が当該施設の機能、規模等はのよりで表るとして、は、「農林水産大臣が当該施設の機能、規模等は、関連を設める基準」に該当するものとして、地域の農業用用が施設で表において重要おむね100ha以上のもの(田以外の農田積がおおね100ha以上のもの(田以外の農田積がおおむね100ha以上のもの)であること。 ウ 基幹水利施設管理事業と一体的に実施する海費の場合は、事業の場合は、事業の場合は、事業の場合は、事業で場合こと。	定額	18/100		100 域等 45/100)	https://www.pre f.hokkaido.lg.j p/ns/ssk/Olgaiy ou/data/html/H1 7-00- O2mokuji.html	予算補助
			2 簡易整備型 ア 事業費が 200 万円以上となること イ 農業者が 2者以上であること	<b>左</b> 餗					

1	l	l	ウ 受益面積が 5 ha 以上であること					
(実施計画策 定事業(水利 用調整事業))			[事業の内容] 1 水利用調整事業 水利使用の見直し、環境用水等の用水の質的向上の 支援等					
(実施計画策 定事業(機定 (実主計画策 (実定) (実施計画策 (実施計画策 (実施計画策 (場下) (場下) (場下) (場下) (場下) (場下) (場下) (場下)	市町村土地改良区等		2 機能保全計画策定事業 農業用用排水施設等に関する機能保全計画の策定等 [採択要件] 1 水利用調整事業 ア 農業用用排水施設における維持・保全管理の継続に支障を来すことが懸念される地域であること。 イ 環境用水、冬季湛水用水又は消流雪用水を取得する場合にあっては、農村振興局長が別に定める要件を満たすものであること。 ウ 水利用調整事業のうち農業用ダムの洪水調節機能の強化に係る取組効果の検証については、治水協定の締結が完了している水系で実施すること と 機能保全計画策定事業末端支配面積が10ha以上であること					
農寿減農寿減 業命災業水化・付路・ 業命災業水化・ 等防金等防 等防金等防	土地改良区等		1 きめ細やかな長寿命化対策 農業水利施設の老杯で管理や維持管理の省力化に支 寿命化を図るほか、水管理や維持管理の確保を支援 する取組ド対策(定率助成) ・ソフト対策(定域災対低下により、災害の恐れが生 機業水利施設の機能低、その機能を回復するとと的に、被害の発生を未然に防る取組や、事故の防止などリスク管理に定率助成) ・ハード対策(定範助成) ・ハード対策(定定額助成) ・ソフト対策(定定額助成) ・ソフト対策(定定額助成) ・ソフト対策(定定額助成) ・ソフト対策(定定額助成) ・ソフト対策(定定額助成) ・ソフト対策(定定額助成) ・ソフト対策(定定額助成) ・ソフト対策(定定額助成) ・ソフト対策(定額助成) ・ソフト対策(定額助成) ・ソフト対策(定額助成) ・カールなど監視・管理に必要な一ルなど監視・保全管理に資る活動方を支援 ・ソフト対策(定額助成)	50/100 50/100 50/100 55/域 55/100) 額)2め※じ たるシ整和定 額 ( の池堤上 め危ス備12額 ( ハ うの高限 池機テは年 ソ 一 ち廃にあ に管ム、ま フ	命化対策) 14/100	定率 36/100 (六法指定地域 31/100) (営農用水の場合、 50/100 (六法指定地域 45/100)) 定額	https://www.pre f.hokkaido.lg.j p/ns/ssk/Olgaiy ou/data/html/H1 7-00- 02mokuji.html	予算補助
			人・農地プランが実質化されている地域又は実質 化に取り組む地域の農地を受益農地とする農業水利 施設等の地理情報システム化を支援			50/100		

			・ソフト対策(定率助成)  [採択要件]  1 計画を作成していること  2 [事業の内容]の1~2のハード対策を実施する場合は、1に加え、以下のすべての要件を満たすこと (1) 1地区当たりの事業費の合計が200万円以上となること (2) 1地区あたりの受益者が、農業者2者以上であること(ただし、施設の廃止や撤去を行う場合を除く) (3) 1地区当たりの事業工期が原則3か年以内であること  3 [事業の内容]の1~3のソフト対策を実施する場合には、1の要件に加え、1地区当たりの事業工期が1か年以内であること					
土地改良施設 突発事故復旧 事業 (補助)		農地防災事業等補助金交付要綱(国) 土地改良施設突発事故復旧事業(補助)実施要綱(国)	1 現地仮復旧 安全を確保するために行う措置又は暫定的な機能 確保の措置	地域 55/100 ただし、離	21/100	29/100 (五法指定地域 24/100 ただし、離島にあっては 19/100)	https://www.pre f.hokkaido.lg.j p/ns/ssk/01gaiy ou/data/html/H1 7-00- 02mokuji.html	法律補助
	北海道			地域 55/100	32/100	18/100 (五法指定地域 13/100 た だし、離島にあっては 8/100)		
			[採択要件] 1 末端支配面積がおおむね 20ha (5 法指定地域にあっては 10ha) であること 2 復旧事業費が 1 箇所あたり 2,000 千円以上となるものであること 3 適切に保全管理されている施設として農村振興局長が別に定める要件に該当するものであること					
土地改良施設 PCB廃棄物 処理促進対策 事業(補助)		土地改良施設 P C B 廃棄物処理促進対策事業(補助)実施要綱(国)		50/100		50/100	https://www.pre f.hokkaido.lg.j p/ns/ssk/01gaiy ou/data/html/H1 7-00- 02mokuji.html	予算補助

		1 1の経費にあっては、施設管理者が管理する土地 改良施設に、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理 の推進に関する特別措置法(平成13年法律第65 号)第2条第1項に規定するPCB廃棄物が存在する こと。 2 2の経費にあっては、施設管理者が管理する土地 改良施設で、昭和41年から昭和49年までの期間にP CBを含む塗料による塗装が行われたおそれがある 土地改良施設であること。					
経営体育成促 進換地等調整 事業	農業競争力強化農地整備 事業実施要綱(国) 農業競争力強化農地整備 事業実施要領(国) 又は 農地中間管理機構関連農	区において、地区内の農用地利用の状況・関係農家の意向把握等を行い、換地計画を策定するための基準となる換地設計基準を事業採択前に作成する【必須業務】 地区内農地等状況調査、合意形成促進、地区内アンケート調査、地域営農構想作成、換地設計基準作成【選択業務】 農用地集団化促進基本計画作成、従前地面積測定、財産管理制度活用、地区内増少換地調整、経営体育成为針作成、創設農用地・増少換地調整、非農用地換地関係調整、交換分合基準含み換地調整、換地計画素案作成、経営体育成換地調整	(六法指定 地 域 等 55/100)	50/(六法指定地	100 域等 45/100)	https://www.pre f.hokkaido.lg.j p/ns/ssk/01gaiy ou/data/html/H1 7-00- 02mokuji.html	予算補助

所管部課名 農政部 農村振興局 農村計画課

				<b>*</b>	甫助 (交	付 ) 率 等	Ť			
事業名	事業主体	根 拠 法 令 等	補 助 (貸 付 ・ 交 付 ) 基 準 等	围	道	市町村	その他	地方債(参考)	リンクページ	備考
農村環境計画策定事業		農業競争力強化農地整備 事業実施要綱(国) 農業競争力強化農地整備 事業実施要領(別紙4 農 村環境計画策定事業に係 る運用)(国)	村環境計画の策定	50/100		50/100			https://www.maf f.go.jp/j/nousi n/keiiku/noutis eibi/	
		農地中間管理機構関連農地整備事業実施要綱(国) 農地中間管理機構関連農地整備事業実施要領(別紙3 農村環境計画策定事業に係る運用)(国)	農村環境計画の策定	62. 5/100		37. 5/100			https://www.maf f.go.jp/j/nousi n/keiiku/noutis eibi/	

			補	前助 (交	付 ) 率 等	ŧ			
事業主体	根 拠 法 令 等	補 助 (貸 付 ・ 交 付) 基 準 等	国	道	市町村	その他	地方債(参考)	リンクページ	備考
市町村 土地改良区 農業協同組合 農地所有適格法人	付要綱(国) 農業競争力強化農地整備事 業実施要綱(国)	体を育成し、これらの経営体が農業生産の相当部分を担う農業構造を確立するため、生産基盤及び生活環境の整備を経営体の育成を図りながら一体的に実施することにより、優良農地を将来にわたり適切に維持・保全することで、食料の自給率向上、農業の多面的機能の十分な発揮に資することを目的とする(農業経営高度化支援事業は、農業生産基盤整備事業と一体的に実施する)							予算補助
	又は 農山漁村地域整備交付金実 施要綱(国)	1 高度土地利用調整事業(調査・調整事業) 関係農家の意向調査活動、土地利用調整活動、	50/100 (六法指定 地域等 55 /100)		(六法指)	定地域等			
	農山漁村地域整備交付金実 施要領(国)		50/100 (六法指定 地域等 55 /100)		(六法指	定地域等			
		の維持管理、その他の農地の良好な生産環境の維 持及び条件整備活動	地 域 等 55 /100)		50/100 (六法指定 地域等 45 /100)				
		4 水田貯留機能向上支援事業 (1) 指導事業 水田貯留機能向上の取組を推進するため、市町 村が行う普及・推進活動 (2) 調査・調整事業 関係農家の意向調査活動、土地利用調整活動、 関係機関との調整等の調査・調整活動	定額						
		5 水田貯留機能向上推進事業 水田貯留機能向上の取組実施に際しての畦畔 補強、排水整備	定額						
		1 (1) 又は(2) のいずれかの要件を満たすこと (1) 生産基盤整備事業等の完了時において、当該事業の受益面積に占める担い手の経営等農用地面積の割合が一定以上増加することが確実と見込まれること (2) 生産基盤整備事業等の完了時において、当該事業の受益面積に占める担い手の経営等農用地のうち、集約化要件(北海道にあっては3.0ha以上)を満たす農地面積の割合が一定以上増加することが確実と見込まれること 2 中心経営体農地集積促進事業を行う場合にあっては、促進計画に定める目標年度において中心							
	市町村 土地改良区 農業協同組合	市町村 土地改良事業関係補助金交付要綱(国) 土地改良区 農業競争力強化農地整備事業実施要綱(国) 農業競争力強化農地整備事業実施要綱(国) スは 農山漁村地域整備交付金実施要綱(国) とは 農山漁村地域整備交付金実施要綱(国) 農山漁村地域整備交付金実	市町村	市町村	# 事業主体 模 拠 法 令 等 補 助 ( 貞 付 ・ 交 付 ) 基 準 等 国 道	本集主体 根 別 法 会 等 括 別 ( 資 付 ・ 交 付 ) 基 季 等 国 国 道 市町村  土地改良区		市市村	# 兼生体 提 報 法 会 等

			策を実施し、水田貯留機能向上計画が策定されて いること				
農地整備事業中(度化支援事業)	市町村土地改良区農業協同組合農地所有適格法人	業実施要領(国) 又は	いること  六法指定地域等の条件不利地において、将来の農業生産を担う効率的かつ安定的な経営体を育成し農業生産を担う効率的かつ安定的な経営体を育成し農業体産の経営体が農業生産の相当部分を担う農備を経営体の育成を図りながら一体的に実施するとにより、優良農地を将来にわたり適切に維持・民業することで、食料することを目的とするる農業とでは大援事業は、農業生産基盤整備事業と一体的に実施する)[事業の内容]  1 高度土地利用調整事業(調査・調整事業)関係機関との調整等の調査・調整活動、関係機関との調整等の調査・調整活動  2 中心経営体農地集積促進事業中心経営体への農用地の集積・集約化に向けた促進支援  3 耕地利用高度化推進事業営農上支障となる湧水処理及び不陸均平、環境の維持及び条件整備活動生産基盤整備事業等の完了後の作物別の作付面積、単収・単価等の調査	55/100 55/100 55/100 定額	/100	https://www.pre f.hokkaido.lg.j p/ns/nts/index. html	予算補助
			(2) 生産基盤登備事業等の元」時において、当該事業の受益面積に占める担い手の経営等農用地面積のうち、集約化要件(北海道にあっては3.0ha以上)を満たす農用地面積の割合が一定以上増加することが確実と見込まれること 2 農業経営高度化促進事業(中心経営体農地集積促進事業)を行う場合にあっては、促進計画に定める目標年度において中心経営体集積率が55%以上となること 3 水田貯留機能向上支援事業又は水田貯留機能向上推進事業を行う場合にあっては、流域治水対策を実施し、水田貯留機能向上計画が策定されていること				

農地整備事業 国営事業促進 型 (農業経営高 度化支援事業)	市町村 土地改良区	土地改良事業関係補助金交付要綱(国) 水利施設等保全高度化事業実施要綱(国) 水利施設等保全高度化事業実施要領(国)	担い手への農地集積の加速化を図るため、中心経営体への農用地の集積・集約化に向けた促進支援を行う(国営農地再編整備事業と一体的に実施する)[事業の内容]・中心経営体への農地の集積・集約化に向けた促進支援 [採択基準] 国営農地再編整備事業の農地集積に係る計画の目標年度において中心経営体集積率が 55%以上となること	50/100 (六法指定 地 域 等 55 /100)	50/ ( 六 法 指 45/100)	100 定 地 域 等	https://www.pre f.hokkaido.lg.j p/ns/nts/index. html	予算補助
農地整備事業 国営流域治水 対策型 (農業経営高 度化支援事業)	市町村 土地改良区 農業協同組合	土地改良事業関係補助金交付要綱(国) 農業競争力強化基盤整備事業実施要綱(国) 農業競争力強化基盤整備事業実施要領(国)	気候変動の影響により激甚化・頻発化する気象災害等の被害の防止、最小化を図るため、水田の雨水貯留機能を向上させる「田んぼダム」の取組を推進する国営の農地整備事業実施地区において、排水施設の整備や地元の実施体制の構築強化等の環境整備を実施していく団体を支援する [事業の内容] 1 水田貯留機能向上支援事業 ① 指導事業 水田貯留機能向上の取組を推進するため、市町村が行う普及・推進活動 ② 調査・調整事業 関係農家の意向調査活動、土地利用調整活動、関係機関との調整等の調査・調整活動 2 水田貯留機能向上推進事業 水田貯留機能向上の取組実施に際しての畦畔補強、排水整備	定額			https://www.pre f.hokkaido.lg.j p/ns/nts/index. html	予算補助
水全畑備合地営事 ※域の 水備経援利高地型を域高業 農整場 利事営事制度・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	土地改良区	土地改良事業関係補助金交付要網(国) 水利施設等保全高度化事業実施要網(国) 水利施設等保全高度化事業実施要領(国) スは 農山漁村地域整備交付金実施要網(国) 農山漁村地域整備交付金実施要領(国)	産基盤整備事業と一体的に実施する) [事業の内容] 1 高度土地利用調整事業(調査・調整事業) 関係農家の意向調査活動、土地利用調整活動、関係機関との調整等の調査・調整活動 2 農業経営高度化促進事業(中心経営体農地集積促進事業) 中心経営体への農用地の集積・集約化に向けた促進支援 3 耕地利用高度化推進事業	地 域 等 55	48/ ( 六 法 指 45/100)		https://www.pre f.hokkaido.lg.j p/ns/nts/index. html	予算補助

			地面積の割合が一定以上増加することが見込まれること イ 生産基盤整備事業等の完了時において、次のいずれかを満たすことが確実と見込まれること (7)事業実施地区において、認定農業者数の全農家戸数に占める割合が、当該地区に係る市町村、農業協同組合、農業委員会等の関係機関の体が協議して定める担い手の育成・確保に係る目標以上となること (4)事業実施地区において、認定農業者数が事業開始時に比べ30%以上増加すること (2)担い手に農地所有適格法人を除く法人を位置づけた場合にあっては、当該法人に係る農地集積率が30%以上となること 2 農業経営高度化促進事業(中心経営体農地集積促進事業)を実施する場合にあっては、活性化計画に定める目標年度において中心経営体集積率が55%以上となること					
水全(進) (度) 水全(進) (度) (度) (度) (方) (方) (方) (方) (方) (方) (方) (方) (方) (方	土地改良区	土地改良事業関係補助金交付要綱(国) 水利施設等保全高度化事業実施要綱(国) 水利施設等保全高度化事業実施要領(国) 又は 農山漁村地域整備交付金実施要綱(国) 農山漁村地域整備交付金実施要領(国)	労力の重荷となっている老朽化した農業水利施設の補修・更新等の保全整備に併せて行う土地の利用調整、農地集積に必要な調査・調整活動等を支援する(農業経営高度化支援事業は、農業生産基盤整備事業と一体的に実施する)  [事業の内容] 1 高度土地利用調整事業(調査・調整事業)関係農家の意向調査活動、土地利用調整活動、関係機関との調整等の調査・調整活動 2 農業経営高度化促進事業(中心経営体農地集積促進事業)中心経営体への農用地の集積・集約化に向けた	(六法指定 地 域 等 55	50/ ( 六 法 指 45/100)		https://www.pre f.hokkaido.lg.j p/ns/nts/index. html	予算補助
農業基盤整備促進事業	市町村 土地改良区 農業協同組合 農業協同組合連合会	土地改良事業関係補助金交付要綱(国) 農業競争力強化農地整備事業実施要綱(国) 農業競争力強化農地整備事業実施要領(国)	により、競争力のある「攻めの農業」を実現するため、地域の実情に応じた農地・農業水利施設等の整				https://www.pre f.hokkaido.lg.j p/ns/nts/index. html	予算補助

	1. 11. 34. 35. 57. 35. 4	ı	7 = 1	_	i	1			· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
	土地改良区連合		いること 2 東業典の今計が 200 万円以上でもること			Ì			
	農地中間管理機構		2 事業費の合計が200万円以上であること 3 受益者数が、農業者2者以上であること 4 受益面積が、5ha以上であること。						
	土 1 同う し及 第 5 数 業 管法 付定す 1 同う し及 と 1 の 1 の 2 で 1 の 2 で 1 の 2 で 1 の 2 で 1 の 2 で 1 の 2 で 1 の 2 で 1 の 2 で 1 の 2 で 1 の 2 で 1 の 2 で 1 の 3		4 受益	50/100 (六法等55 /100) 定	14/100 ※農水農水農 が (除く)	(六法指 45/100) 36/	100 定地域等		
農地耕作条件 改善事業	農地中間管理機構 市町村 土地改良区 土地改良区連合	要綱(国)	担い手への農地集積の加速化や農業の高付加価値化の推進等により、競争力のある「攻めの農業」を実現するため、農地中間管理機構による担い手への農地集積・集約化の加速についての支援を行うとともに、高収益作物への転換、輸入依存作物の増産、先進的な営農体系の導入、地域特産物等の病害虫対策を推進し、農業競争力の強化を図るよう計画策定					https://www.pre f.hokkaido.lg.j p/ns/nts/index. html	*注1 ①ハード事業の 実施区域がある 市町村におい て、地域計画の
	農業協同組合	女限(四)	から営農定着に必要な取組を一括支援する						うち目標地図に 位置づけられた
	農業協同組合連合会		[事業要件] 次の共通要件及びメニュー要件を満たすこと						者(以下「中心経 営体という」)で
	土地改良法第 95 条第 1 項の規定により数人共同		・共通要件 (1) 実施要綱第7の農地中間管理機構との連携概 要を策定していること(病害虫対策型は除く)						あること又は中 心経営体となる ことが確実と見
	して土地改良事業を行う		(2) 実施要綱第15の農地耕作条件改善計画を作			Ì			込まれること
	者		成していること						②ハード事業の
	土地改良施設を管理して		(3) 1地区当たりの受益者数が、農業者2者以上であること						実施区域におい て、農地中間管
1	いる一般社団法人及び認		めること  (4) 1地区当たりの事業費(ハード事業費)の合計						理機構から農地
	可地緣団体		が 200 万円以上となること						を借り受けてい

6 T 11 11 (h + 1) + 1	(5) 定率助成の土層改良により、共同利用機器の導	ること又は借
多面的機能支払交付金実	入を実施する場合には、国費が投じられている基 	受けることが
施要綱別紙5に規定する	盤整備事業と一体的に行うこととし、実施要綱第	実と見込まれ
広域活動組織	11の共同利用機器導入計画を作成すること	
農業委員会	・メニュー要件	
	1 地域内農地集積型	
農業法人	(1) 実施要綱第8の地域内農地集積促進計画を作	
	成していること	
多面的機能支払交付金実	(2) 定率助成の農地整備・集約推進費の交付を受け	
施要綱別紙6に規定する	ようとする場合には、実施要綱第16の農地整備	
活動組織のうち以下のい	・集約推進意向届及び農地整備・集約推進実施計	
ずれかを満たす者(*注	画を作成することに加えて、次に掲げる全ての要	
1 備考欄参照)	件を満たすものとする なお、経営転換協力金交付事業と重複して交付	
	なの、社営転換励力並交列事業と重複して交列。 を受けることはできない	
	ア・ハード事業のうち定率助成の対象となる全て	
	の農用地(以下「事業対象農用地」という)に	
	ついて、農地中間管理機構が農地中間管理権を	
	有すること又は、農業の経営若しくは農作業	
	(以下「農業経営等」という) の委託を受けて	
	いること	
	イー事業対象農用地について農地中間管理機構が	
	本事業の申請日において有する農地中間管理	
	権の全ての存続期間若しくは残存期間又は当	
	該申請日において委託を受けている農業経営	
	等の全てにかかる委託の期間が15年以上で	
	あること	
	ウ 事業対象農用地は、過去に国費が投じられた	
	基盤整備事業の完了地区における農地に隣接	
	しており、その面積割合は、過去に国費が投じ	
	られた基盤整備事業の完了地区における農地	
	面積の3分の1以下となること	
	なお、「隣接している農地」とは、一連の営	
	農に係る作業を継続するのに支障がない農地 とし、次のいずれかに該当するものとする	
	(ア) 2 つ以上の農地が畦畔で接続しているも	
	の	
	(イ) 2つ以上の農地が道路又は水路等で接続	
	しているもの	
	(ウ) 2つ以上の農地が各々一隅で接続し、作	
	業の継続に大きな支障がないもの	
	(エ) 段状をなしている2つ以上の農地の高低	
	の差が作業の継続に影響しないもの	
	(オ) 2 つ以上の農地が当該農地の耕作者の宅	
	地に接続しているもの	
	(カ)その他事業の趣旨に照らして適当である	
	と認められるもの	
	エー事業完了後3年以内に、事業対象農用地の全	
	てが担い手に集積されること	
	2 高収益作物転換型	
	(1) 実施要綱第9の高収益作物転換促進計画を作	
	成していること	
	(2) ハード事業の受益地内の作付面積のうち1/	
	4以上を新たに高収益作物に転換すること	
	(3) 定額助成の新植・改植支援、幼木管理支援及び	
	経営継続発展支援並びに定率助成の小規模園地	
	整備及び機械作業体系導入支援を実施する場合	
	には、他の補助事業と重複して事業を実施するこ	
	とはできない	
	(4) 定率助成の農地整備・集約推進費の交付を受け	

	ようとする場合には、実施要綱第16の農地整備						
	・集約推進意向届及び農地整備・集約推進実施記						
	画を作成することに加えて、1の(2)のうち、アカ	•					
	らエまでの全ての要件を満たすものとする	.1					
	なお、経営転換協力金交付事業と重複して交付						
	を受けることはできない (5) 定率助成の高収益作物導入促進費の交付を受						
	けようとする場合には、(1)の高収益作物転換値						
	世計画に定める目標年度において、受益面積にと						
	進計画に定める日標年度において、受価面積に日 める高収益作物への転換面積の割合が 30%以上						
	となること						
	(6) 定率助成の高収益作物導入推進費の交付を受						
	けようとする場合には、農村振興局長が別に定め						
	るところにより、交付を受ける対象農地が、事業						
	実施後に水田活用の直接支払交付金の対象とな						
	らない農地となること						
	(7) 定率助成の農地整備・集約推進費、高収益作物						
	導入促進費及び高収益作物導入推進費について						
	は、重複して交付を受けることはできない						
	3 スマート農業導入推進型						
	(1) 実施要綱第10のスマート農業導入推進計画						
	を作成していること						
	4 <b>.</b> . <b>.</b>						
	4 病害虫対策型						
	(1) 実施要綱第12の病害虫対策計画を作成していること						
	いること						
	5 水田貯留機能向上型						
	(1) 実施要綱第13の水田貯留機能向上計画を作	:					
	成していること						
	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,						
	6 土地利用調整型						
	(1) 実施要綱第14の土地利用調整計画を作成し						
	ていること						
	[事業種類]						
	1 定額助成						
	ア 田の区画拡大(水路の変更を伴わないもの)	定額					
	イ 田の区画拡大(水路の変更を伴うもの)						
	ウ 畑の区画拡大(水路の変更を伴わないもの)						
	エ 畑の区画拡大(水路の変更を伴うもの) オ 暗渠排水						
	才						
	オー末端畑地かんがい施設						
	ク土層改良						
	1 反転耕						
	② 混層耕						
	③ 堆肥施用						
	④ 明渠排水						
	⑤ 客土						
	⑥ 除礫						
	▼ ● ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・						
	① 用水路						
	②排水路						
	③ 農作業道						
	④ 畦畔						
	□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □						
	⑥ 特認事業						
	コー畑作転換工						
	① 額縁排水溝						
i I	② 酸度矯正	I	I I	ı l	I	I	J

	サシス が	50/100 (六法指等 55/100)	14/100 ※農業施農 水農 (営農 (学)	( 八 法 指 45/100) 36/	定地域等 100 定地域等		
	ツ 労働生産性向上技術導入支援 テ 指導 ト 農地整備・集約推進費 ナ 高収益作物導入促進費 ニ 高収益作物導入推進費	12.5/100 以内内 農粕推費物費 以及備・進 選 り、 で で で で の 場 で の り の り の の り の の の の の を り の の の の の の					

畑作等促進整 備事業	市町村	畑作等促進整備事業交付金 交付等要綱(国)	畑作物・園芸作物の振興を図るため、畑作物・園芸作物の生産性向上のための畑地かんがい施設の			https://www.pre f.hokkaido.lg.j	予算補助
WW 7 212	土地改良区		整備や排水改良、区画整理、農道整備、水稲から畑 作物・園芸作物への転換に必要な暗渠排水や客土、			p/ns/nts/index. html	
	土地改良区連合	領(国)	パイプライン化等の基盤整備等をきめ細かく機動 的に支援する。				
	土地改良施設を管理し ている認可地縁団体及		[採択要件]				
	び一般社団法人		次に掲げる全ての要件を満たすこと (1) 畑作等促進整備計画を作成していること				
	農業協同組合		(2) 1地区当たりの事業費 (ハード事業費) の合計 が 200万円以上となること。				
	農業協同組合連合会		(3) 1地区当たりの受益者数が、農業者2者以上であること。				
	土地改良法第 95 条第 1 項の規定により数人共同 して土地改良事業を行う		(4) 事業実施後は、受益地内の全ての農地で水稲以 外の作物を作付けすること。				
	者		[事業種類] 1 定額助成	定額			
	多面的機能支払交付金実 施要綱別紙5に規定する 広域活動組織		ア ほ場の区画拡大 (水路の変更を伴わないもの) イ ほ場の区画拡大				
	農業委員会		(水路の変更を伴うもの) ウ 暗渠排水 エ 湧水処理				
	農業法人		オ 末端畑地かんがい施設 カ 土層改良				
	多面的機能支払交付金実 施要綱別紙6に規定する 活動組織		① 反転耕 ② 混層耕 ③ 堆肥施用 ④ 明渠排水 ⑤ 客土				
			<ul><li>⑥ 除礫</li><li>キ 更新整備</li><li>① 用水路</li></ul>				
			<ul><li>② 排水路</li><li>③ 農作業道</li><li>④ 排水口</li><li>⑤ 特認事業</li></ul>				
			ク 畑作転換工 ケ 条件改善推進費 コ 高収益作物転換推進費				
			サ 新植・改植支援         シ 幼木管理支援         ス 経営継続発展支援         ① 大苗の育成支援         ② 代替農地での営農支援				
			③ 省力技術研修支援 セ 園芸作物モデル産地形成支援 ソ 産地形成支援事業				

所管部課名 農政部 農村振興局 農村整備課

				:	補助(交	付 ) 率 等	F			
事 業 名	事業主体	根 拠 法 令 等	補 助 (貸 付 ・ 交 付 ) 基 準 等	国	道	市町村	その他	地方債(参考)	リンクページ	備考
農業集落排水 事業	市町村 土地改良区等	農山漁村地域整備交付金 実施要綱(国) 農山漁村地域整備交付金 交付要綱(国)	市町村が策定した資源循環促進計画に基づき、市町村、一部事務組合、土地改良区、農業協同組合、その他農業者が組織する団体等が実施するものただし、事業の施行に必要な調査及び計画の策定、及び最適整備構想の策定は市町村に限る	5/10		5 / 10		下水道事業債 100%		予算補助
			【事業の内容】  1 農業集落における汚水若しくは雨水を処理する施設又は汚泥、処理水、若しくは雨水の循環利用を目的とした施設及びこれに附帯する施設の整備又は改築  2 1の事業に必要な調査及び計画の策定  3 最適整備構想の策定							
			【留意すべき事項】 1 整備又は改築 (1) 受益戸数が、概ね 10 戸(都府県にあっては 20 戸)以上の施設を原則とする 又、排水路末端の受益戸数は 2 戸以上とする (2) 汚水処理施設は、原則として処理対象人口が概ね 1,000 人程度に相当する規模以下を単位として計画、施行する (3) 対象とする汚水には、重金属等の有害物質を含むおそれのある工場排水等は含めないものとす							
			る (4) 汚水処理施設には、汚水、処理水、汚泥等の還元利用を目的とした施設のほか処理施設への電力供給を目的とした太陽光発電施設を含むものとする (5) 改築の場合は、「最適整備構想」が策定されており、当該改築に要する費用の額が200万円以上であって、かつ、次のいずれかの要件に該当する施設を対象とする ①維持管理が適切に行われているものであって、原則として供用開始後7年以上経過している							
			こと ②供用開始後に汚水処理対象人口の著しい増加、 処理水の水質基準の強化、その他の既存の農業 集落排水施設を取り巻く条件、又は環境の変化 が認められること ③太陽光発電施設の整備のみを行う場合におけ る当該太陽光発電施設であること 2 調査及び計画 計画の概要を定めるもののほか、施設の更新 等の要否、工法の調査診断に関する業務であるこ							
			と 3 最適整備構想策定 農業集落排水施設等の劣化状況等を調べる機 能診断調査及びその結果に基づき施設機能を保 全するために必要な対策方法等を定めた構想計 画を策定するものであって、次に該当するもの ・既存施設を有効活用すると認められるものであって、施設機能の向上を主な目的としないものであるとともに、当該市町村内に整備された農業集落 排水施設であること	定額						

農業集落排水 施設整備事業 土地改良区等	農村整備事業実施要綱(国) 農村整備事業実施要領(国) 土地改良事業関係補助金交付要綱(国)	き、市町村、土地改良区、その他農業者が組織する団体等が実施するもの 【事業の内容】 1 強靱化型 既設の農業集落排水施設について、最適整備構想 又は維持管理適正化計画に基づき実施する耐震、 浸水、停電対策、管理システム整備等の施設の目 的を達成するために必要な改築又は撤去	5 / 10	5 / 10	下水道事業債 100%	予算補助
	農村整備事業(農業集落排水施設整備事業)実施事務 取扱要領(道					

					1		_
計業、持事業の主要をは、主要を表現である。		農村整備事業実施要綱 農村整備事業実施要綱領 是村整備事業関係補助金 土地改綱(国) 農村整備事業(農業集事 取扱要領(道)	き、市町村、土地改良区、その他農業者が組織する 団体等が実施するもの 【事業の内容】 1 施設計画策定事業 施設の再編・集約、維持管理の効率化・適正化、 農業生産性の向上等を目的とした事業の実施に必 要な地域の諸条件等の調査及び技術的検討を行 い、当該事業に必要な整備方針(維持管理適正化計	定額			予算補助
農地·農業用施設災害復旧事業	農業協同組合	置に関する法律 激基災害に対処する ための特別の財政援助等 に関する法律	暴風、洪水、高潮、地すべり、地震、その他異常な天然現象によって農地、農業用施設が災害を受けた場合、原形に復旧することを目的とするものただし、1箇所の工事費が 40万円未満のものを除く ※異常な天然現象として取扱う事象 a雨 量…24時間雨量 80mm 以上ただし、連続雨量又は時間雨量が大であった場合はこの限りではない b風 速…最大風速 15m/sec以上c洪水・一、水・一、水・一、水・一、大・一、大・一、大・一、大・一、大・一、大・一、大・一、大・一、大・一、大				法律補助

む)20 日以上 e 地 震…特に震度は定められていない  1 農地  耕作の目的に供される土地で、現に肥培管理 行っているもの、及び耕作しようとすれば直ち 農地として使用できる休耕地等	=	
2 農業用施設 ため池、頭首工、用排水路、揚水機、堤防等 かんがい施設、農業用道路、橋梁及び農地保全 設	65/100 35/100 (2) 過年災分 等の 上記補助率は、暫定法に基づく普通補助率であるが、 を施 被害程度により高率補助が適用される また、激甚災害に指定された場合は、激甚法に基づ き、更に補助率の嵩上げが適用される	
3 農業用施設災害関連 災害復旧事業のみでは、将来復旧施設が再度 害を被るおそれがある場合に、復旧施設又はこ に関連する施設を改良するために災害復旧事 と併せ行うもの ただし、当該施設について他の改良計画がな こと	事業	助
	した ただし、集落排水施設が激甚災害に指定された場合 用水 は、激甚法に基づき 80/100 に補助率の嵩上げが適用 報基 される 業実 平成 事業 円以	
	と併しましています。	

中山間地域連集	市町村地域協議会農業者団体等	実施要領(国) 中山間地域所得確保対策 交付金交付要綱(国) 中山間地域所得確保推進	マーケットや消費者の動向把握、生産・加工・流通・販売の再編、国内外の販路拡大に向けた販売戦略の検討等、地域の農業所得確保に向けた計画の策定と実践及び見直しを支援する 〔対象事業〕 1 マーケット調査(国内市場・海外輸出) 2 消費動向調査 3 生産・加工・流通・販売現状分析 4 生産販売戦略の検討 5 所得確保計画の策定または見直し 6 計画の実践(販路開拓、スマートフードチェーンの構築等)				予算補助
北		農山漁村振興交付金交付等要網(国) 農山漁村振興交付金(情報 通信環境整備対策)実施要 通信環境整備対策) 東充道農産漁村振興交付金 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	カ化・高度化やスマート農業の実装を図る中で、地域活性化にも活用できる情報通信環境を整備する取組を支援する。 〔対象事業〕 1 計画策定事業 (1)事業実施区域における情報通信技術の利用ニーズ、地形条件、既存の情報通信施設とその	定事業 定額 (2) 施業 50/100 (六域 55/100)			予算補助